

## 第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」（昭和39年法律第170号）第46条の8第1項の規定に基づく環境影響評価方法書についての経済産業大臣の勧告は以下に示すとおりである。

経済産業省

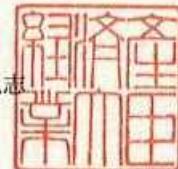
20200610保第20号

令和2年12月2日

株式会社エムウインズ八竜

代表取締役 高橋 恵一 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



株式会社エムウインズ八竜「(仮称)八竜風力発電所更新計画に係る環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年6月10日付けで届出のあった「(仮称)八竜風力発電所更新計画に係る環境影響評価方法書」について、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施することを求める。

また、同条第3項の規定に基づき、秋田県知事からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、これを勘案されたい。

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 設置する風力発電機の規模や配置等が確定していないことから、これらを可能な限り明確にした上で、それを踏まえた調査、予測及び評価を実施すること。
2. 風力発電設備の稼働に伴う騒音については、スイッショ音及び純音成分の発生状況の把握を適切に行うこと。